

社会福祉学会は資格や専門職養成にどのように関与するか？

今期は、上記テーマで5名の会員にお集まりいただき実施した座談会を5回に分けて連載します。座談会は、上記テーマについて学会における議論を拓くことを目指し、ざっくばらんに話すことを趣旨としています。明確な結論を出すようなものではありません。会員間、学会のなかで議論を深める一助になればと願っております。

座談会にお集まりいただいたメンバーと、当日参加した広報員のメンバーは下記のとおりです。お忙しいなか、ご快諾、ご参加くださった会員の先生方に心よりお礼申し上げます。

登壇者：石川時子会員（関東学院大学）、口村淳会員（岡山県立大学）、菱沼幹男会員（日本社会事業大学）、三輪清子会員（明治学院大学）、渡辺裕一会員（武蔵野大学）

司会・広報委員会：岩永理恵（日本女子大学）、有村大士（日本社会事業大学）、任セア（立教大学）、大澤朋子（実践女子大学）、片山寛信（北海道医療大学）

第4回：専門職育成、社会福祉士の養成と学会の役割について

渡辺：今のお話をうかがって¹、たぶん学会として教育っていうことを考えのが、今回のテーマの部分の大きいところだと思いますが、資格とか専門職養成が大学教育の大部分を占めるのかというと、違うような気もしてきました。学会が教育に関わったときにどんな人材を想定するのかは、非常に重要だと思います。ただ、その人材がイコール社会福祉士なのかは疑問です。もちろん社会福祉士、精神保健福祉士という国家資格があって、それがソーシャルワーク専門職の国家資格だということはもちろんあって、各養成校としては養成に取り組んでいますが、社会福祉学会が資格という枠組みの中の議論をしようとしているのか、その外の議論、もっと大きな意味での人材というか、ソーシャルワーク専門職養成というか。実は、この座談会のタイトルには社会福祉士とも、精神保健福祉士とも書いていない。そういう広い意味での社会に貢献していく専門職を養成していこうとする意味の関与ってということていうと、どっちなのかなってということとか、大きな意味ではどういうふうに何を想定した専門職養成っていうのを社会福祉学会として考えるのかってというのは、一つの議論になるのかなというふうに思いました。

岩永：おっしゃる通りで、学会のなかで議論するといったら、アジェンダの立て方が難しいです。そこで、

¹ 第3回を参照。

もう少し日常の業務レベルで考えてみたいな、という面があります。我々、大学教員の日常の24時間が何に規定されているか考えた場合、まず大学の業務に規定される。大学の業務は授業もありますけれども、先ほど三輪先生や菱沼先生が指摘された²サポートを要する学生が多い場合に、その学生たちをサポートすることにも私たちの時間は割かれ、極論すれば、研究する時間は、どんどん少なくなる。どちらが大事とかは論じられないです。実際には、目の前の学生をどうしても優先するわけです。というように考えると、学会員の少ない人びとが籍をおく養成校における業務を、かなりの部分規定するのが資格制度ではないかというのが、私の問題意識としてあります。そこに学問とどう関わるかといった場合に、端的には、テキストをどう作成するかが、大きな問題だと思っています。テキストは、学問上の成果を踏まえて更新されていくべきだと思いますが、少なくとも自分の専門分野を見る限り、あまりそういう様子ではない面がある。学問領域で行われていること、学会で議論されていることと乖離している部分のあるテキストは、国家試験作成のベースになっています。そのことを学会で議論していけないか、というのが一つあります。もう一つは、口村先生のご発言と関わるんですけども³、そうは言っても社会福祉学科がそう簡単には衰退しないことに国家資格は寄与しているとも思っています。国家資格は、他の学科とのバーゲニング・パワーというのか、大学のなかでも政治的な力をもちうる部分があります。1987年に国家資格の制度をつくるのに尽力された学会の先生方は、凄いと思います。ただ、資格が就職した働く場所でどれくらい意味を持つのかっていうと、また別の話があります。石川先生がおっしゃったように⁴、私自身も、自分のポジションというか、自分の考えをどこに置いてやったらいいかっていうことに悩んでいます。したがって、私に確固たる答えはないんです。ただ、これらのことを考えていくのに、もうちょっと学会でも議論できないかな、と思ってこの企画を立てた部分があります。すいません、司会が話してしまいました。

渡辺:岩永先生、ありがとうございます。今うかがって、私、実は今日、参加する前に大きく二点の議論があるかと整理していて、一つは、社会福祉士、ソーシャルワーカーの養成の教育内容と学問の関係、もう一つは教育とその学問的裏付けです。まさに今、岩永先生おっしゃったことなのかなと思います。資格のパワーというのは、つけ加えられたと思うんですけども、本当にそこかなと思っています。

石川:社会福祉士の養成だけではないっていう場合に、どこに重きを置いているか学校によってだいぶ違うと思うってことがまずあります。そして社会福祉士といっても、私たち養成校であるにも関わらず専門職の資格に関して、それほど口出してないんじゃないかっていうのは、かゆいところだと思っています。ソ教連の仕事なのか、社会福祉学会の仕事なのか微妙なところですけど、資格の成立に関して私たちは役に立っているのかってところがあります。

菱沼:さっきのコンピテンシーとか、あとは学会としてというところていくと、2011年に学術会議で提言が出てますよね。「福祉職・介護職の専門性の向上と社会的待遇の改善に向けて」⁵というもので、改めて今の社会を踏まえて、提言をまとめていくというところは大事な気がします。こういった部

² 第3回を参照。

³ 第3回の口村の発言を参照。

⁴ 第1回の石川の発言を参照。

⁵ 「提言 福祉職・介護職の専門性の向上と社会的待遇の改善に向けて 2011年9月20日」日本学術会議社会学委員会 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/2011.html>

分であれば、社会福祉学会としてというのはあると思います。議論になりにくいっていうのは、おそらく既存の枠の中の議論にとどまってしまうてはならないっていうことかと思うんですね。国の政策を推進するのは学会の役割ではなくて、そこに批判的な提言を行い、各研究者、実践者の方々の知見を次に活かしていくというところに学会の役割がある。これは共通認識としてはあるんだと思うんですね。

もう一つ、コンピテンシーも社会福祉士会も出してくださっていたり、国のほうでもソーシャルワークの機能として13項目と11項目を出していたり、いろいろ出ているんですけども、それが実際に、養成課程にどう位置付けられていくのかというのは、大学なり、実習教育が考えなければいけないと思ってる所です。それで今回、私も参加させていただくにあたって、以前、社会福祉学会が出している『対論 社会福祉学』を読んでいたんですね。そこで古川先生が冒頭に、専門分化したモノグラフ的な研究も大事だけれど、やっぱり社会福祉学としては、社会福祉のレーゾンデートルを問うような研究がなければならぬっていうことを、まず書かれていました。そうすると、学会として大学での教育を考えるか。これは、ソ教連と一緒にやれる部分でもあるかと思えます。社会福祉そのもののあり方を問う中で、今の専門職なり、養成課程が現代社会のニーズに応えることができていけるのだろうか。そうした問題意識から、それぞれ先生方の研究が行われているところもありますよね。もっとこういうことが必要じゃないか。それをいかに専門職養成に活かしていけるのか。それはシラバスとして厚労省が定めるような部分とは、また別のものとしてあるのであれば、それはやっぱり大学として盛り込んでいきたいと思います。そんな動きにつなげていけるといいなと思ってる所です。確かに学会として、専門職養成にどうスタンスで関わっていくのかっていうことの整理自体は、とても大事な事だと思ってますが、ニーズに応えることができていけるだろうかというところも、大事に取り上げられるといいなと思っています。

三輪:先ほど少し話題に出た認定こどもソーシャルワーカーについては、資格取得のための講座ははじまっていますけれども、いずれも現場に出ているということが要件となっていて、学生さんには、今のところは手が届くものではないという形になっていると思います。最初のほうでも申し上げたように、子どもの分野での実習では、ケアワークが主となっていて。そういう現実のなかで、子ども家庭ソーシャルワーカーというのがどういう資格なのか、現場の働きを底上げするためにつくった資格という面が大きいように思うのですが、本当はもっと学会などで議論していただきたいような問題かと思っています。

岩永:なるほど。今、先生方のお話をうかがって、大学教員の立場から考えた場合に、専門職に関わるという、もう一つ別の経路、研修があるのを思い出しました。個人的な印象では、この研修も含めて、資格とか、専門職養成に、最近の学会はあまり積極的に関わらない不文律のようなものを持っている印象があります。1987年に社会福祉士の資格制度ができ、それ以降に教育を受けたいまの学会員の多数にとっては、資格があるのは当たり前というところがあります。もちろん歴史的にみれば、資格制度が当然ではなかった時代もある。上の世代の先生たちはそういう時代に活躍されて、資格制度が定着した頃に教育を受けた人たちと断絶があるのではと推測しています。たとえば、政策系と実践系という区分とか、実習教育に携わるのは「若手」という慣行みたいなものを見聞きしてきました。

渡辺:武蔵野大は全員が実習に関わって、実習助教は置かないっていうことで、助教の方はいますけれど、講師以上の職位の教員と同じようにやっていて、アーリーキャリアの教員が実習指導を担当す

るという位置付けには全くなってないです。以前の大学教員は、バランスとして教育の重要性よりも研究をやることに比重をおいていたかもしれませんね。

石川:今の資格を養成する教員の採用のことに絡んでくると思うんですけども、2021年の改正より前に実習、演習の指導者講習が教員に義務付けられた改正があって、それも一つの分岐点かと思います。もう一つの大きな分岐点が、福祉社会学会が出来たこともあるのではないかと思います。社会福祉士の養成にコミットするのはソ教連で、社会福祉学会は大きくなりすぎて、政策、研究の纯粹性みたいなところで福祉社会学会に一部分かれながら会員は重複しているような面もあるのではないのでしょうか。